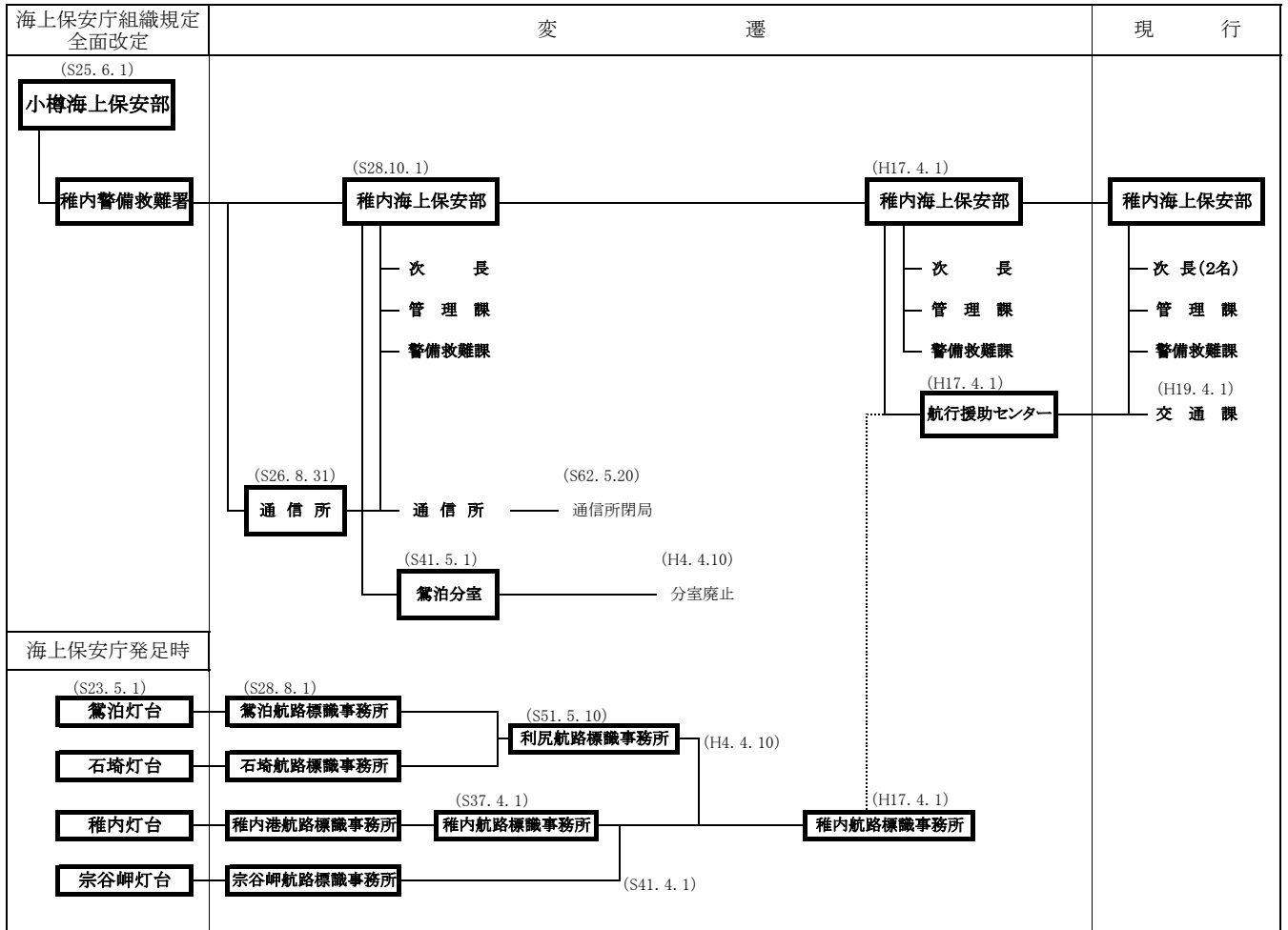


組織の変遷



※ 参考

- ・昭和23年5月1日、海上保安庁設置に伴い、全国九つの海上保安部が発足し、北海道全域を管轄する小樽海上保安本部が小樽市に設置される。
本部設置に併せ、その下部組織として函館市に函館海上保安部並びに本部所轄署として留萌、室蘭及び釧路の各市に、それぞれ留萌、室蘭及び釧路の各海上保安署が設置される。
- ・昭和24年6月1日、海上保安庁組織規程制定に伴い、本部の組織は総務部、警備救難部、保安部及び水路灯台部の4部制に改編される。
- ・昭和24年10月1日、本部所轄署として、稚内市に小樽海上保安本部稚内海上保安署が設置される。
- ・昭和25年6月1日、海上保安庁法、海上保安庁組織規程等改正に伴う組織改編により、管区制が採用され、本部の名称が「第一管区海上保安本部」に変更となる。
第一管区海上保安本部の事務所として、小樽市に小樽海上保安部が新たに設置、室蘭及び釧路の各海上保安署が海上保安部に昇格したほか、海上保安署は「警備救難署」と名称が改められ、檜山郡江差町、浦河郡浦河町、根室郡根室町及び網走市に、それぞれ江差、浦河、根室及び網走の各警備救難署が新設される。これにより第一管区海上保安本部の事務所は、4保安部6警備救難署の体制となる。
また、稚内警備救難署は、小樽海上保安部の管轄下となり、小樽海上保安部稚内警備救難署と改称される。
- ・昭和28年10月1日、稚内海上保安部に昇格となる。担任区域は留萌支庁の天塩郡と宗谷支庁管内全域で、巡視船艇3隻を配備、職員数80余名であった。
- ・平成17年4月1日、稚内航路標識事務所が稚内海上保安部に統合され、航行援助センターとなる。
- ・平成19年4月1日、航行援助センターが交通課となる。